

下関市立大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

令和3年3月23日

規程第30号

下関市立大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成21年規程第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、下関市立大学が独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）に対して推薦する奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 奨学金の返還免除を申請することができる者は、学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている下関市立大学大学院の学生であって、当該年度中に貸与期間が終了する者とする。

（申請手続）

第3条 奨学金の返還免除を申請する者（以下「免除申請者」という。）は、学生支援機構が指定する申請書に必要書類を添え、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（選考委員会）

第4条 返還免除候補者の選考は、下関市立大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

（組織）

第5条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（教育担当及び研究担当）
- (3) 研究科長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（評価）

第6条 選考委員会は、免除申請者の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、別表に定める評価項目の評価点により順位を付し、選考を行うものとする。

（選考人数）

第7条 返還免除候補者として選考する人数は、学生支援機構から指定された人数の範囲内とする。

（推薦者の決定）

第8条 学長は、選考委員会の議に基づき返還免除候補者を決定し、学生支援機構に推薦する。

(事務)

第9条 返還免除候補者の選考に関する事務は、学務部が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月23日から施行する。

別表（第6条関係）

項番	業績の種類	評価項目	評価点
1	学位論文その他の研究論文	(1) 学位論文の内容が特に優れていると認められること	返還免除候補者としての基準を満たすと評価（基準点）
		(2) 学会発表	5点/件
		(3) 学術雑誌への掲載	10点/件
		(4) 表彰又は受賞	20点/件
2	著書、データベースその他の著作物（第1項と重複するものを除く。）	(1) 専攻分野に関連する著書の発行、データベースの構築、その他著作物の発行	単著又はそれに準じる共著書の場合 2点/件
			単著又はそれに準じる共著者以外の場合 1点/件
3	発明	(1) 専攻分野に関連した特許権、実用新案登録権の取得	20点/件
4	授業科目の成績	(1) 取得成績の評価点合計を履修科目数で除した数値が80点以上であること	2点
		(2) 優秀な成績を上げ、在学期間の短縮が認められたこと	20点
5	研究又は教育にかかる補助業務の実績	(1) 専攻分野に関連したリサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタントの実績（リサーチ・アシスタントについては年間150時間以上、ティーチング・アシスタントについては年間20時間以上の場合に限る。）	1点
6	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	(1) 専攻分野に関連した教育研究活動で、第三者（主催者等）の高い評価を得たもの	1点/件

※免除申請者の評価点と同点の場合は、次の①②③の順で順位を決定する。

- ①第4項(1)算定の数値の高い者
- ②第4項(1)算定の基礎となった総取得単位数の多い者
- ③第1項(1)の学業成績を考慮のうえ、選考委員会が評価する者